

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月28日

【会社名】 株式会社バイク王&カンパニー

【英訳名】 BIKE O & COMPANY Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8811(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 山縣 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸三丁目9番15号

【電話番号】 03(6803)8811(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 山縣 俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成29年2月24日開催の当社第19回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年2月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第19期剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額27,931,200円

ロ 効力発生日

平成29年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、石川秋彦、加藤義博、大谷真樹、山縣俊の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、産形昭夫、山口達郎、齊藤友嘉の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、樋口功雄氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内とご決議いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額200,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額30,000千円以内と定めるものがあります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	114,831	511	0	99.6	可決
第2号議案	114,973	369	0	99.7	可決
第3号議案					
石川秋彦	114,878	464	0	99.6	可決
加藤義博	114,882	460	0	99.6	可決
大谷真樹	114,825	517	0	99.6	可決
山縣 俊	114,856	486	0	99.6	可決
第4号議案					
産形昭夫	114,878	464	0	99.6	可決
山口達郎	114,872	470	0	99.6	可決
齊藤友嘉	114,946	396	0	99.7	可決
第5号議案					
樋口功雄	114,806	536	0	99.5	可決
第6号議案	114,628	714	0	99.4	可決
第7号議案	114,669	673	0	99.4	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案、第4号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上